

豊明市子連れ出勤普及啓発事業業務委託に係るヒアリング審査実施要領

1. 目的

本要領は、子どもを帯同して行う勤務(以下「子連れ出勤」という。)を推進し、子どもと子育て家庭に温かい地域づくりの機運醸成を図るため、子連れ出勤普及啓発事業を実施する委託事業者の選定にあたり、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1)業務名

豊明市子連れ出勤普及啓発事業業務

(2)業務内容

別紙「豊明市子連れ出勤普及啓発事業業務委託仕様書」のとおり

(3)業務期間

令和6年5月1日から令和7年3月31日まで

(4)委託事業所数

3事業所

3. 委託金額

業務委託料の上限額は1事業所あたり 50,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

4. 実施形式

ヒアリング審査

5. スケジュール

令和6年4月1日(月) 公募開始

令和6年4月12日(金) 応募受付締切

令和6年4月15日(月)～4月19日(金) ヒアリング審査

※この期間を過ぎた場合においても、問い合わせには随時応じるものとする。

6. 応募資格

(1)次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

①豊明市内に所在地を有する事業所であること。

②事業の趣旨を十分に理解し、業務期間終了後も子連れ出勤制度を継続すること。

③事業を遂行するにあたり、体制整備(事業所内のルール作りや環境整備など)を行うことができること。(子連れ出勤の実施に必要な備品又は消耗品の購入に要した費用は、市の補助金交付対象(上限 10 万円)となる。)

④次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- イ 豊明市暴力団排除条例(平成24年豊明市条例第24号)に定める暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- ウ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- カ 破産者で復権を得ない者
- キ 役員のうちアからカまでのいずれかに該当する者を含む者
- ク アからキまでに掲げる者のほか、その行った事業(過去5年以内に行ったものに限る。)に関して関係法令の違反その他の不適切な行為をした等の理由により、事業を行わせることが不適切であると認められる者

7. 応募の手続き

(1)提出書類

応募を希望する事業者は、本実施要領、仕様書を理解した上で、次に掲げる書類を提出する。

- ①子連れ出勤普及啓発事業 申込書(様式1)・・・1部
- ②応募資格誓約書(様式2)・・・1部
- ③ヒアリングシート(様式3)・・・1部

(2)提出方法

次の方法のいずれかの方法により提出する。

- ①持参
- ②メール(件名を「子連れ出勤普及啓発事業」とする。)
- ③郵送(提出期日までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、提出者のリスク負担とする。)

(3)提出期日

令和6年4月12日(金)午後5時まで

(4)提出先

豊明市健康福祉部子育て支援課 (E-mail : koshien@city.toyoake.lg.jp)

8. 審査及び選定等

ヒアリング審査は以下のとおりとする。

(1)日時

令和6年4月15日(月)～4月19日(金) ※時間、会場については追って連絡する。

(2)ヒアリング項目

- ・応募動機
- ・事業所内における子連れ出勤体制整備について
- ・本市との連携について

(3)選定方法

ヒアリングは非公開で行うものとし、全ての応募事業者のヒアリング終了後、内部審査を行い選定する。

(4)結果通知

審査結果は、選定後速やかに応募事業者へ書面にて通知する。

9. 留意事項

(1)費用負担

提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者負担とする。

(2)応募辞退の場合

書類提出後、都合により辞退することになった場合は、速やかに辞退届を豊明市健康福祉部子育て支援課に提出すること。

(3)失格事項

業務期間において応募資格要件に抵触する問題が生じた場合には、委託を取消すものとする。

10. 問合せ先

〒470-1195 愛知県豊明市新田町子持松1番地1

豊明市健康福祉部子育て支援課

TEL0562-85-3950

E-mail:koshien@city.toyoake.lg.jp